

第6次伊丹市総合計画 後期実施計画 について  
～ 伊丹市第4次教育振興基本計画 ～

---

【令和7年度版】

【令和7年(2025年)度～令和10年(2028年)度】

令和7年(2025年)2月  
伊丹市教育委員会

# 第1 教育関連計画

## 1 各計画等の位置付けについて

### (1)伊丹市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正(平成 27 年4月1日施行)により、首長と教育委員会の協議の場としての「総合教育会議」の設置や、教育の目標や施策の根本的な方針である「教育大綱」の策定が首長に義務付けられました。大綱を定めようとするときは、「総合教育会議」において協議することとなっています。

### (2)伊丹市教育振興基本計画

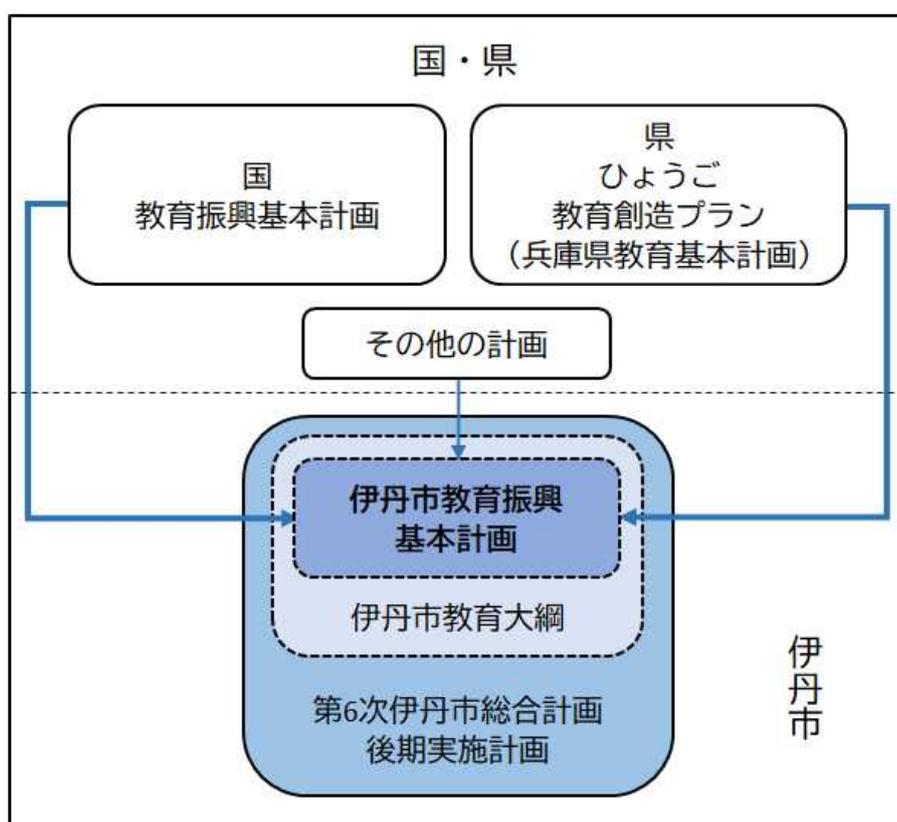
教育基本法第 17 条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

### (3)第6次伊丹市総合計画 後期実施計画(令和7～10 年度)

後期実施計画は、「第6次伊丹市総合計画 基本構想」に示す将来像や政策大綱の実現に向けて、令和7年度から令和 10 年度までに取り組む事業を定めたものです。

令和6年 10 月4日総合教育会議での協議を踏まえて、後期実施計画を「伊丹市教育大綱」及び「伊丹市教育振興基本計画」として位置付けることとしました。

<関連計画のイメージ図>



## 2 教育振興基本計画と点検評価

### (1) 第6次伊丹市総合計画 後期実施計画 ～伊丹市第4次教育振興基本計画～

後期実施計画のうち、教育委員会所管部分を教育振興基本計画とし、さらに毎年「教育基本方針」も作成しています。

### (2) 行政評価報告書 ～教育振興基本計画の点検評価～

伊丹市まちづくり基本条例第 13 条に基づいて実施する行政評価の結果報告書のうち、教育委員会所管部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に定められている、点検及び評価を実施しています。

## 3 対象範囲

本市教育委員会が所管する子育て・子育て、青少年の健全育成、幼児教育・保育、学校教育、教育環境、生涯学習・スポーツ、人権教育などに関する施策や事業とします。

## 4 関連計画の対象年次

| 年度 | H31 (R1)                    | R2 | R3             | R4 | R5          | R6              | R7 | R8 | R9 | R10 |
|----|-----------------------------|----|----------------|----|-------------|-----------------|----|----|----|-----|
| 国  | 教育振興基本計画<br>第3期 (H30-R4)    |    |                |    | 第4期 (R5-R9) |                 |    |    |    |     |
|    | ひょうご教育創造プラン<br>第3期 (H31-R5) |    |                |    |             | 第4期 (R6-R10)    |    |    |    |     |
| 市  | 伊丹市教育大綱<br>第1次              |    | 第2次 (R3-R6)    |    |             | 第3次 (R7-R10)    |    |    |    |     |
|    | 伊丹市教育振興基本計画<br>第2次          |    | 第3次 (R3-R6)    |    |             | 第4次 (R7-R10)    |    |    |    |     |
|    | 伊丹市総合計画実施計画<br>第5次          |    | 第6次・前期 (R3-R6) |    |             | 第6次・後期 (R7-R10) |    |    |    |     |

教育の部分を教育振興基本計画に位置づける

教育大綱 及び 教育振興基本計画に位置づける

## 第2 令和7年度の取組・成果指標・事務事業

取組等については、伊丹市総合政策部政策室が編集・発行した後期実施計画に掲載のとおりです  
(下表青字:評価部局が教育委員会となっている施策)。

| 政策大綱<br>【基本構想】  | 施策<br>【基本計画】  | 実施施策<br>【実施計画】          | 評価部局               |
|-----------------|---------------|-------------------------|--------------------|
| 2<br>育ち・学び・共生社会 | 2-1.子育て・子育て   | 211)子どもの虐待防止体制の整備       | 市長部局               |
|                 |               | 212)子育て家庭への経済的支援        | 市長部局<br>(関連:教育委員会) |
|                 |               | 213)ひとり親家庭への支援          | 市長部局               |
|                 |               | 214)子ども一人ひとりに応じた発達支援    | 教育委員会              |
|                 |               | 215)子育て・家庭教育の支援         | 教育委員会              |
|                 | 2-2.青少年の健全育成  | 221)子どもの居場所づくりと自立支援     | 教育委員会              |
|                 |               | 222)子どもの見守りネットワークの整備    | 教育委員会              |
|                 | 2-3.幼児教育・保育   | 231)幼児教育・保育の充実          | 教育委員会              |
|                 | 2-4.学校教育      | 241)知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成 | 教育委員会              |
|                 |               | 242)教育相談・支援体制の充実        | 教育委員会              |
|                 |               | 243)特別支援教育の推進           | 教育委員会              |
|                 |               | 244)教職員の資質向上            | 教育委員会              |
|                 | 2-5.教育環境      | 251)学校を支える組織体制の整備       | 教育委員会              |
|                 |               | 252)安全・安心な教育環境の充実       | 教育委員会              |
|                 | 2-6.生涯学習・スポーツ | 261)多様な学習機会の提供          | 教育委員会              |
|                 |               | 262)図書館サービスの充実          | 教育委員会              |
|                 |               | 263)生涯スポーツが楽しめる環境整備     | 教育委員会              |
|                 | 2-7.人権        | 271)人権教育・啓発の推進          | 市長部局<br>(関連:教育委員会) |